

「三次市広報戦略プラン（案）」
パブリック・コメント実施要領

1 意見募集の趣旨

三次市では、「市民志向の広報戦略の重要性」を掲げた「三次市広報戦略プラン」を平成18年に策定しました。

その後、少子高齢化に伴う社会構造の変化、大規模自然災害の頻発、スマートフォンなどの情報通信機器の急速な普及、そして、新型コロナウイルス感染症への対応など、本市の広報を取り巻く環境は大きく変化してきています。

そこで、これまでの広報戦略の考え方も継承しつつ、新たな視点も加え、将来の三次の発展にむけた広報のあるべき姿と、組織全体として取り組むべき基本的な方向性を示した、新しい広報戦略を策定します。「市民と行政」、「市民と地域」、「地域と行政」をつなぐ広報をめざしており、これに幅広く市民の皆様からのご意見を反映させることを目的として、パブリック・コメント（意見の募集）を行うものです。

2 募集期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月23日（火）まで（必着）

3 募集する意見

「三次市広報戦略プラン（案）」に対する意見

4 意見の提出ができる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事務所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 本事案に利害関係を有する人

5 提出いただいた意見の取り扱い

- (1) 提出いただいたご意見は、三次市の考えを整理した上で公表することとします。
- (2) 公表の際には意見の内容のみ公表します。
- (3) 住所、名前などの個人情報公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。
- (4) 個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください

い。

6 関係資料

- (1) 三次市広報戦略プラン（案）
- (2) パブリック・コメント実施要領（本資料）
- (3) 意見記入用紙（Word 版，PDF 版）

7 関係資料の閲覧方法

- (1) 三次市役所 1 階 総合案内
- (2) 三次市役所本館 3 階 経営企画部秘書広報課
- (3) 三次市各支所窓口
- (4) 三次市ホームページ

8 意見の提出方法

ご意見は所定の用紙に記載の上，次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 持参

経営企画部 秘書広報課（三次市役所本庁本館 3 階）または各支所

(2) 郵送

〒728-8501

三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

三次市 経営企画部 秘書広報課 宛

(3) F A X

0824-62-6223

(4) 電子メール

hisyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

9 提出にあたっての注意事項

とく名や無記名のもの，「3 意見提出ができる人」の要件に該当しない人からの意見については，無効とします。

【問い合わせ先】

担当部署：経営企画部 秘書広報課 広報戦略係

電話番号：0824-62-6396

F A X 番号：0824-62-6223

E-mail：hisyo@city.miyoshi.hiroshima.jp